

パートナーシップ制度検討状況

		事務局案(最新)	事務局案(最新)等補足説明	第1回、第2回 推進委員会 検討状況	第1回～第4回 検討委員会 検討状況
(1) 根拠(例規)		日野市男女平等基本条例及び条例施行規則の改正	条例の名称変更については、各委員会よりご意見をいただいた上で、市長が最終判断します。	【合意】 検討委員会の意見に賛成。最終判断は一任することで合意。	【合意】 最終判断は市に一任する。 【意見】条例及び規則の改正でよいが、「男女平等基本条例」にパートナーシップ制度が謳われているということが分かりづらいので、条例の名称の変更をした方がよい。 前文についても「男女平等」の観点しか入っていないので変更をした方がよい。
(2) ファミリーシップ制度		非対応(*3～5年で再検討する)	制度の理念は、請願と第4次男女行動計画に基づくもので、性自認・性的指向によらず、人生を共に歩むパートナーとしての二人の関係に着目し、制度のスタートは、パートナーシップ制度の導入から始めたい。	【合意】 【意見①】検討委員会の意見に賛成・同意。 【意見②】検討の際には、子ども目線での制度設計にも留意されたい。	【合意】 【意見】ファミリーシップ制度を導入すると子どもも家族として証明できるので、学校や病院などの場面で、活用の幅が広げられるメリットもある。今回は非対応でもよいが、今後の検討事項として取り上げてほしい。
制度開始時期		R4年度中を予定	-	【合意】 (意見なし)	【合意】 (意見なし)
(3) 申請要件	① 年齢	成年に達していること	民法第4条の規定を想定している。	【合意】 (意見なし)	【合意】 (意見なし)
	② 性別等	制度としての対象は性的マイノリティとする。 申請者には制度の主旨を理解していただいた上で宣誓するように工夫。 (宣誓時には性別等を「問わない」とし、利用ガイド等の宣誓書類以外で主旨を説明する)	以下の3点から、事務局案を提示している。 ①異性間の事実婚状態にあるカップルと同性間の事実婚状態にあるカップルとは、認められている権利が異なる。 ②第4次日野市男女平等行動計画では、性的マイノリティの支援としていること。 ③戸籍上の同性同士に限るとカバーできない場合がある。	【意見①】制度導入の目的を考えると「同性同士」に限ってもよいのではないかと。 【意見②】「性別は問わない」というのは異性間の事実婚を含めるという意図ではない。異性間の事実婚カップルにはこの制度に異議を見いだせないのではないかと。 【意見③】申請時に「性的マイノリティに該当する」と確認書などで申告させられるのは、気持ちが良いことではないのでは。確認する際には、「性的マイノリティ」という表現は変えたほうが良い。 【意見④】性自認や性的指向が揺れることはある。「性別は問わない」の方が柔軟で良い。 【意見⑤】同性婚は法律で認められていない。法律で認めていないものを自治体独自で取り組むものであり、訴訟のリスクもある。ある程度、当事者の希望を聞き、権利を保護していくという共通理解が必要ではないかと。 ↓ 【検討委員会意見に同意】	○第1回 検討委員会 【意見①】性別は問わない(異性間の事実婚のカップルも含める)方が、利用しやすい。 【意見②】異性間の事実婚を対象にしなくてもよいが、「性的マイノリティであれば」という表現を変えて欲しい。 ○第2回 検討委員会 【意見①】申請書と宣誓書は統一様式として、性別等要件を確認書などで確認しないでほしい。その方が誰でも使えて、当事者は使いやすい。 【意見②】婚姻届けを「出せない」のではなく「受理されない」と理解してほしい。 【意見③】宇部市のように、制度案内などに性別等要件の詳細を表記すれば、確認項目にはチェックを入れずに済むのではないかと。 【意見④】理想は性別等要件を問わないようにしてほしいが、今回は主旨が「パートナーシップ」なので一定の制限が必要だと思う。ただし表記される文言上では対象の明文化は避けたいほうが(利用者)使いやすい。 【意見⑤】制度の趣旨は理解しているが、実態のある利用者の利便さを重視してほしい。 【合意】 検討委員会の見解:(当事者の利用しやすさの観点から)「誰でも」利用できる様にしてほしいが、最終判断は市に一任する。
	③ 住所地	下記のいずれかに該当すること ①双方が市内在住 ②片方が市内在住 ③双方が市外在住で、双方または片方が3か月以内に日野市へ転入予定(受領証は有効期限6か月)	継続審議の提案事項:原則、双方が市内在住であることとする。ただし、3か月以内に転入予定の場合、申請対象とする。 (原則、市内在住とした理由) ・条例の効力は市内に限定される。(転入予定者を含めた理由) ・制度の活用の幅が広がる。(不動産の賃貸借契約を結びやすくできる等の効果が望める)	【事務局案合意】 【意見①】近隣市で足並みそろえ、転出しても互換性のある制度にできるとよいと思う。 【意見②】市で今後も意見①について、よく検討してほしい。	意見なし。 *ただし、住所の要件が要件④配偶者等の②パートナーシップ関係の確認と関連性が深い(双方とも市内に住んでいない場合、双方以外の方とパートナーシップ関係がない事の確認をとるのが困難)ため、市内在住予定者について認める場合の条件などについて、再度、ご意見を伺う予定。 ↓ 【合意】 制度の効力が市内にしか働かないため、(転入予定者も一定期間内に)制度利用者は市内へ居住してもらう方針に賛同。
	④ 配偶者等	下記①～②の両方の条件を満たしていること。 ①双方に配偶者がいないこと。 ②双方以外の人とパートナーシップ関係がないこと。	②性別等の要件により、確認する範囲が変わる。 *性別要件について、「誰でも利用できる」とした場合、左記に「③双方以外の人と事実婚関係がないこと」を追加する必要がある。	【検討委員会意見に同意】	【合意】 委員会の見解:「性別等」の意見に合わせ、「③双方以外の人と事実婚関係がないこと」を追加するが、最終判断は市に一任する。

パートナーシップ制度検討状況

		事務局案(最新)	事務局案(最新)等補足説明	第1回、第2回 推進委員会 検討状況	第1回～第4回 検討委員会 検討状況	
(3) 申請要件	⑤その他	・直系血族・三親等内の傍系血族でないこと(民法第734条、735条、736条) ・パートナーシップ関係にある養子縁組は除外する	婚姻に準じた制度とすると、養子縁組をしている場合は申請できないが、パートナーシップに基づき養子縁組している場合は申請可とする。	【検討委員会意見に同意】 【意見】 養子縁組しているカップルについても、パートナーシップ制度を利用できるようにして欲しい。	○第1回検討委員会 【意見】相続等の対応のため、養子縁組をしている同性カップルもいる。養子縁組しているカップルに関して利用できるよう、除外規定を設けてはどうか。他市の状況について、可能な範囲で状況を調べ、次回の委員会で情報提供してほしい。 ○第2回検討委員会 【意見】民法736条の主旨は、元が明治時代の家制度の名残なので、今の時代の倫理観に即していないのではないかと。除外規定の文の表現については次回確認。 【合意】 委員会の見解:養子縁組した者同士が婚姻できないのは、「親子間秩序を守る」ことが目的。「相続などの法律上の手続きのためにやむを得ず養子縁組をしたカップル」は制度申請できるようにしたほうがいい。	
(4) 申請方法	①申請窓口	平和と人権課、市民窓口課、七生支所	事務局案では、制度の担当課である平和と人権課と、婚姻届を提出できる窓口を想定。 近隣市と同様にプライバシーに配慮するため、予約制としたい。	【事務局案合意】 【意見】複数の所属で、個人情報を取り扱うことになるので、取り扱いには注意が必要。	【事務局案合意】 【意見】 申請は一人でも届け出られるようにしてほしい。	
	②手数料	無料	近隣市と同様に無料を想定。	【事務局案合意】 (意見なし)	【事務局案合意】 (意見なし)	
	③証明方法(形式、内容、(証明、宣誓、登録、届出等))	宣誓に基づく証明書類の発行	-	【事務局案合意】 (意見なし)	【事務局案合意】 (意見なし)	
	④通称名の使用について	可とする。	通常使用していることがわかるものを申請時に提示していただく。	【事務局案合意】 (意見なし)	【事務局案合意】 (意見なし)	
	⑤証明書の書式	資料3-2を参照	-	第3回推進委員会検討事項	(参考2)【第4回検討委員会資料2】を参照	
	⑥申請書類の書式	資料3-2を参照	-		(参考2)【第4回検討委員会資料2】を参照	
	⑦提出書類	住民票	必要 (市内在住者は提出不要とする予定)	住所要件の確認のため。	【事務局案合意】 【意見①】住民票は不要では。 【意見②】制度を悪用される可能性もある。住所要件の確認のため、住民票も必要だろう。 【意見③】要件を満たさなくなった際の把握が難しい。先進事例を参考に手続きを検討されたい。	【事務局案合意】 (意見なし)
		戸籍抄本(日本国籍の方)	必要 ※日本国籍の場合は、戸籍抄本または 独身証明書を提出。	婚姻していないことの確認のため。	【事務局案合意】 (意見なし)	【事務局案合意】 (意見なし)
		独身証明書とその翻訳(外国籍の方)	必要	婚姻していないことの確認のため。	【事務局案合意】 (意見なし)	【事務局案合意】 (意見なし)
		独身証明書が出ない国の場合の対応(外国籍の方)	独身証明書に相当する書類とその翻訳を提出	-	【事務局案合意】 (意見なし)	【事務局案合意】 (意見なし)
		本人確認書類	必要	提出者の本人確認のため。	【事務局案合意】 (意見なし)	【事務局案合意】 (意見なし)
		本人確認書類が必要な場合、何を以て本人確認書類としているか	・個人番号カード(マイナンバーカード)、旅券(パスポート)、運転免許証、在留カード、官公庁が発行した顔写真付き免許証等の場合は1点提示 ・保険証(国民健康保険、介護保険等)、年金手帳、年金証書等の場合は2点提示	「日野市戸籍及び住民基本台帳に係る届出、請求等の本人確認に関する事務取扱要綱」の別表1に準ずる。(資料3-3)	【事務局案合意】 (意見なし)	【事務局案合意】 (意見なし)
公正証書正本/謄本	不要	(4)の「③証明方法」と関係している。	【事務局案合意】 (意見なし)	【事務局案合意】 (意見なし)		

パートナーシップ制度検討状況

		事務局案(最新)	事務局案(最新)等補足説明	第1回、第2回 推進委員会 検討状況	第1回～第4回 検討委員会 検討状況	
さ な く 各 種 届 出 場 合 を 満 た す	①転出時	返還届の提出	-	【事務局案合意】 (意見なし)	【事務局案合意】 【意見】 他市への転出処理とリンクできたらしてほしい。	
	②亡くなった時	返還届の提出	-	【事務局案合意】 (意見なし)	【事務局案合意】 (意見なし)	
	③パートナーシップ解消時	返還届の提出	-	【事務局案合意】 (意見なし)	【事務局案合意】 (意見なし)	
(6) その他事項(追加)	①再発行の届出	再発行費用は無料 様式は資料3-2を参照	証明書を紛失・汚損等し、再発行を受けるときに必要な届出。	第3回推進委員会 検討事項	(参考2)【第4回検討委員会資料2】を参照	
	②申請文書保存期間	失効してから3年	-		【合意】 (意見なし) 市に一任する。	
	③失効後の証明書の所持 ⇒取り下げ	(旧) 認める。 ホームページ上に失効した証書の交付NO.を公開し、当人の証書には穴を空ける。 ↓ (新) 失効後の証明書は原則回収する。 ※ 今後の調査研究事項とする	運転免許証のように失効後の証書の所持を認める方法を検討。 失効した証を誤って提示した際も、サービス提供者側が失効したものと確認できるように、ホームページなどで失効したNO. を公開するなどが候補。 ⇒方法が確立するまでは回収する方針		○第3回検討委員会 【意見1】 失効ナンバーの公開によって、情報漏洩や個人特定につながらないか不安。 【意見2】 サービス提供者のためは理解できるが、公開はアウトティングに繋がる危険がある。失効印などで代替対応できないか。 【意見3】 一般的な離婚と同様に公開せずに管理できないか。失効ナンバーのホームページ掲載は、利用者のメリットよりデメリットのほうが大きい可能性。 【意見4】 サービスを受ける場合は証明書のみ提示ではなく、住民票などの別途必要な書類の提示も考えられるため、ホームページ掲載は不要ではないか。 【意見5】 失効ナンバーの公開で「破綻したカップルが多い」と市民に認識され、制度不用論が出る可能性。 【意見6】 サービス提供者側に経済的な負担を課す面から、制度展開するには市が責任を持つ必要がある。失効したカード等の所持を認めるならば、事業者側が失効状況を確認する何らかの手段を市は提供する必要がある。 検討委員会の見解: 必要性は理解できるが、失効した番号を公開することは個人情報保護の観点から懸念が残る。	
	④受付可能時間帯	月～金曜日(祝祭日を除く) 8:30～17:15 予約制	市役所が開いている時間を設定。		-	【事務局案合意】 (意見なし)
	⑤転出入状況の確認(職権での資格削除)	制度利用者の転出転入状況について、職権で確認することに対する同意を申請時にしてもらう	年に2回程度、住所要件の確認をすることの同意をお願いする。		-	【事務局案合意】 (意見なし)